

平成 29 年度 第 3 回 二宮町男女共同参画プラン推進連絡会 会議録

1. 日 時

平成 29 年 12 月 7 日（木）午後 6 時 30 分より午後 7 時 10 分

2. 場 所

二宮町役場庁舎 2 階第 1 会議室

3. 出 席 者

二宮町男女共同参画プラン推進連絡会委員

原会長 高見副会長

小林委員 松浦委員 脇委員 杉本委員

二宮町

志賀政策担当参事兼地域政策課長 須田地域支援班長

田嶋地域支援班主査

4. 議 題

- (1) 第 2 次にのみや男女共同参画プラン改定版（素案）について
- (2) 第 2 次にのみや男女共同参画プラン改定版のパブリックコメントについて

【説明】

- ・前回いただいた意見及び担当課に確認した結果、網掛けの部分が修正した箇所となっている。
- ・また、前回、重要施策を分かるようにした方がよいとの意見を反映し、プランの最初「はじめに」のページで、「地域活動における男女共同参画」に重点を置くことなどを記載した。
- ・パブリックコメントでは、「はじめに」の部分は、「町長のことば」となるので、町民から意見募集は行わない。また、法律の部分も量が多く、町に裁量の余地もないので省く。
- ・パブリックコメントの実施については、広報 1 月号でお知らせする。
- ・今後のスケジュールとして、庁内会議に諮り、政策会議、議会報告後パブリックコメントを実施する。パブリックコメントでいただいた意見の回答と最終的な計画の変更の必要性は庁内会議で検討する。2 月から 3 月に第 4 回推進連絡会を検討しているが、プランの変更が軽微なものであった場合、会議開催についてご検討いただきたい。

【主な意見】（○委員意見、●事務局意見）

- 今後パブリックコメントで町民の皆様からご意見を頂く前に委員の皆様からプランの素案全体についてご意見を頂きたい。
- 「はじめに」の中段部分に二宮らしさが出ていて良い。
- P. 6「将来像」の部分で、「男女共同参画社会基本法」の大前提として「基本的人権の尊重」があるという事を文章に記載した方がよい。LGBTやワーク・ライフ・バランスが基本的人権のもとにあるということをしっかり記載した方が分かりやすいのではないかと。
- 憲法に則ってというのはプランの後ろの資料編に係る法律が載っており、プランの中の難しい言葉には注釈もついている。分りづらい政治・法律用語などを記載するより分かりやすい言葉で伝えられた方がよいと思う。
- 前回の会議でも「町民のみなさんが、『これは私たちの日々の生活のことなのだ。』ということが感じられる文章にしていきたいと思います。」という話があった。このプランで大事なことは、一人ひとりが、何をどうしていけばよいのか具体的なイメージが持てる事なので、このままでよい。
- 「はじめに」の部分を中心に読んでいただければプランの目的の大半が達成するのではないかと。
- ワーク・ライフ・バランスという言葉も少しずつ聞かれるようになったが、まだ、その意味合いについて考える時間はまだまだ少なく実際に理解されているのかなと感じている。
- 前回の会議の意見を反映し、施策3の目指す姿において「ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている」から「町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みをしている」に修正され、町民一人ひとりが取り組むことを目指すこととなっている。
- その他の修正点についても前回会議の意見を反映していただいた内容になっていると思う。

- パブリックコメントのホームページ掲載日はいつか。
- 1月5日を予定している。
- それでは、期間が短いと思うので、ホームページについては、なるべく早く対応してもらいたい。
- 庁内会議、政策会議、議会報告を経ると最短でも12月25日となる。ホームページについては、なるべく早く対応する。
- 1月5日から25日の意見募集期間は、他の計画と期間を合わせ実施

するため、変更は難しい。

- 後ろの法律等が掲載されている資料編はパブコメの資料から省くということだが、法律関係を知りたい方もおられると思うので、添付した方がよいと思う。
- 量が多いので法律等の参考資料は、ご意見を頂く本編の部分と分けて、資料編として閲覧できるよう対応する。
- 意見提出用紙でいただく個人情報や意図があればよいが、なるべく少ない方がよい。
- 記載が読み取れなかった時の為に、連絡先等を記載していただくこととしている。

その他

- ※パブリックコメント後、軽微な修正等の場合は、書面で確認することとなった。